

J F X株式会社

登録番号：第一種金融商品取引業 関東財務局長（金商）238号

加入協会：一般社団法人金融先物取引業協会（会員番号 1503）

J F X株式会社

## オンライン入金サービス利用規約

### 第1条（サービスの概要）

1. オンライン入金サービス（以下、「本サービス」といいます。）とは、J F X株式会社（以下「当社」といいます。）の店頭外国為替証拠金取引「MATRIX TRADER」のお取引画面にログインされた後、お取引画面上からの操作によって、提携金融機関等のお客様口座から当社の「MATRIX TRADER」口座へ即時に振込入金を可能とするサービスのことです。
2. 本サービスのご利用にあたっては、各提携金融機関等において事前のご契約が必要となります。
3. 本サービスのご利用にあたっては、本「オンライン入金サービス利用規約」（以下、「本規約」といいます。）に従って取り扱うものとします。本規約に定めのない事項については、法令諸規則、店頭外国為替証拠金取引取扱約款等の当社取引ルールおよび提携金融機関等の定める規約・規定等に準ずるものとします。

### 第2条（本人確認方法）

本サービスにおける「MATRIX TRADER」口座での本人確認方法は、当社「MATRIX TRADER」におけるログインIDとパスワードにより行います。

また、提携金融機関等における本人確認のため、別途提携金融機関等の口座番号、パスワード、IDコード等が必要となります。

### 第3条（振込名義人）

1. 本サービスのご利用にあたって、振込人の名義は、当社に登録されている「MATRIX TRADER」口座の名義と必ず同一であることに限ります。
2. 万一、振込名義人に相違があることが判明した場合には、入金処理の完了後および売買の発生後であっても、原則としてお客様に事前に通知することなく、当該振込入金の取消、お取引の制限等を行わせていただきます。
3. 前項の処理によりお客様に生じた損害については、当社は一切の責任を負いません。

### 第4条（利用時間）

本サービスの利用時間は、当社が定める所定の利用時間とします。なお、当社が定める所定の時間内であっても、提携金融機関等が定める利用時間外の場合には、本サービスを利用することはできません。

### 第5条（利用手数料）

本サービスのご利用にあたって、原則、お客様による振込手数料の負担はございません。

※但し、ご利用金融機関での手数料は必要となります。

### 第6条（振込入金限度額）

振込入金限度額は、当社所定の限度額かつ提携金融機関等におけるお客様の利用限度額の範囲内になります。

#### 第7条（即時反映）

1. お客様が本サービスを利用されずに、提携金融機関等より当社への送金処理を行った場合は、即時反映は行われません。
2. 本サービスをご利用になる際、「MATRIX TRADER」のお取引画面上および各提携金融機関画面上において所定の操作手順が行われなかった場合やシステムトラブル等により即時反映が正常に行われなかった場合には、翌金融機関営業日の午前9時以降、お客様からのご入金当社にて確認されたうえで、入金処理が行われることとなります。
3. 即時反映が行われなかったことにより発生したお客様の損害については、当社は一切の責任を負いません。

#### 第8条（振込の取消）

本サービスを利用され、一度手続きが完了した送金処理については、理由の如何を問わず取消ができないものとします。

#### 第9条（「MATRIX TRADER」口座の取引停止または利用の解除）

本サービスのご利用にあたって、お客様による本規約に反する行為があった場合には、当社はおお客様に対して事前に通知することなく、「MATRIX TRADER」口座の取引停止または利用の解除を行うことができるものとします。なお、この停止または解除により発生したお客様の損害については、当社は一切の責任を負いません。

平成24年4月23日 現在